【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年６月30日
【発行者の名称】	株式会社テクノクリエイティブ (techno-creative CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役　三嶋　一秀
【本店の所在の場所】	熊本市中央区神水二丁目９番１号
【電話番号】	096-386-2360
【事務連絡者氏名】	執行役員　Co.プランニング部　部長　松田　英明
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M＆Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　三宅　卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社テクノクリエイティブ https://www.techno-creative.co.jp/ 株式会社　東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３ ４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第24期 (中間)	第25期 (中間)	第23期	第24期
会計期間		自 2021年10月 至 2022年３月	自 2022年10月 至 2023年３月	自 2020年10月 至 2021年９月	自 2021年10月 至 2022年９月
売上高	(千円)	2,792,014	3,253,871	4,891,886	5,752,152
経常利益	(千円)	160,862	276,086	617,793	243,793
中間（当期）純利益	(千円)	89,363	130,409	377,388	138,765
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―	―
純資産額	(千円)	458,329	638,142	367,808	507,732
総資産額	(千円)	2,388,662	2,779,665	2,346,223	2,589,599
１株当たり純資産額	(円)	229.16	319.07	183.90	253.86
１株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	― (―)	― (―)	35.285 (35.285)	― (―)
１株当たり中間（当期）純利益	(円)	44.68	65.20	188.69	69.38
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	(円)	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	19.2	23.0	15.7	19.6
自己資本利益率	(%)	19.5	22.8	176.0	31.7
株価収益率	(倍)	―	21.56	―	―
配当性向	(%)	―	―	18.7	―
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△133,470	185,022	406,557	40,547
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△367,509	△30,921	222,153	△411,114
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	191,330	△57,738	△275,656	273,616
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	835,012	1,144,073	1,144,662	1,047,711
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	1,282 〔―〕	1,294 〔―〕	1,239 〔―〕	1,347 〔―〕

(注) １．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

４．第24期（中間）及び第23期、第24期の株価収益率については、当社が非上場であるため記載しておりません。

５．第24期（中間）、第24期及び第25期（中間）の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

６．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

７．第23期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条５項の規定に基づき、和泉監査法人により監査を受けており、第24期（中間）の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条５項の規定に基づき、和泉監査法人により中間監査を受けております。
また、第24期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条３項の規定に基づき、和泉監査法人により監査を受けており第25期（中間）の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条３項の規定に基づき、和泉監査法人により中間監査を受けております。

８．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日 以下「収益認識会計基準」という。）等を第24期の期首から適用しております。なお、累積的影響額を期首の利益剰余金に反映する方法を採用し、比較情報は修正再表示しておりません。

９．当社は、2022年６月15日付で普通株式１株につき10,000株の株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額、１株当たり中間（当期）純利益を算定しております。
なお、１株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

２ 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

３ 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

４ 【従業員の状況】

（１）提出会社の状況

2023年３月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,294	38.5	3.6	3,131

(注) １．平均年間給与は、賞与、基準外賃金及び通勤手当を含んでおります。

２．当社の事業は総合エンジニアリング事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(１)業績

当中間会計期間における我が国経済は、資源高の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとで、持ち直してきております。海外経済につきましては、国・地域ごとにばらつきを伴いつつありますが、総じてみれば回復傾向にあります。また、企業収益は全体として高水準で推移しておりますが、業況感については、資源高の影響から横ばいとなっております。設備投資につきましても、緩和的な金融環境にも支えられ、緩やかに増加しております。

しかしながら、2023年3月に発生した、米国のシリコンバレー銀行とシグネチャー銀行の相次ぐ破綻をきっかけとした米欧の金融部門を巡る不確実性の高まりが、国内金融システムを通じた国内経済に与える影響は特に注意が必要で、国際金融市場の動揺、米欧経済の大幅な下振れとなれば、国内外の景気回復の見通しが崩れる可能性もございます。

当社を取り巻く環境といたしましては、世界的な新型コロナウイルス感染拡大に起因する供給制約（サプライチェーンの乱れ：物流麻痺、部品生産・調達における制約等）の緩和により、国内製造業においてはペントアップ需要に伴う増産体制の拡大が継続されております。また、DX需要が底堅く、AI・セキュリティ関連・老朽化したシステムの刷新等のIT案件も拡大基調にございます。

こうした状況の下、当社におきましては、顧客企業の生産体制強化に伴う人材需要のニーズに応えるべく、顧客企業への提案活動やエリア毎の採用基盤の整備など、事業基盤の構築を継続して参りました。顧客企業の増産に伴う当社における受注環境が良化する状況を受け、全社を挙げて採用活動及び人材育成に注力しております。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は3,253,871千円(前年同期比16.5%増)、営業利益は268,280千円(前年同期比79.7%増)、経常利益は276,086千円(前年同期比71.6%増)、中間純利益は130,409千円(前年同期比45.9%増)となりました。なお、当社は総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(２)キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は1,144,073千円（前事業年度比96,362千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は185,022千円となりました。これは主に税引前中間純利益を232,211千円計上によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は30,921千円となりました。これは敷金及び保証金の支払による支出18,448千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は57,738千円となりました。これは長期借入金の返済による支出57,738千円による

ものです。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

当社は総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（１）生産実績

当社が営む事業では生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

（２）受注実績

生産実績と同様の理由により、記載を省略しております。

（３）売上実績

当社が営んでいる事業では販売実績という定義は実態にそぐわないため、売上高で表示しております。

セグメントの名称	当中間会計期間 （自 2022年10月１日 至 2023年３月31日）	
	売上高(千円)	前年同期比(%)
総合エンジニアリング事業	3,253,871	116.5
合計	3,253,871	116.5

(注) １．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 自 2021年10月１日 至 2022年３月31日		当中間会計期間 自 2022年10月１日 至 2023年３月31日	
	売上高(千円)	割合 (%)	売上高(千円)	割合 (%)
㈱荏原製作所	344,434	12.3	501,654	15.4

３ 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４ 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J－Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業

は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J－Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J－Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J－Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社との J－Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J－Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J－Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J－Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

＜J－Adviser 契約上の義務＞

・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと

・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること

・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J－Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社（以下「甲」という）がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。） 第 2 条第 25 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第 49 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（株式会社日本 M&A センター（以下「乙」という）が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上

場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法第２条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）規程第 311 条第１項第５号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②　銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③　破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合　甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁

済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ 次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

ｂ 当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（ｂ） 前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

ｂ 甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ 甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ 他の者への事業の譲渡、ⅵ 非上場会社との業務上の提携、ⅶ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ その他非上場会社の吸収合併又はⅰか

らviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦　支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧　発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨　虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩　法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪　株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫　株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬　完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭　指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮　株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決

議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が３００％を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

５ 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており

ます。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

当中間会計期間の財政状態につきましては、次のとおりです。

（流動資産）

当中間会計期間における流動資産の残高は、2,121,675千円（前期末比210,287千円増）となりました。

これは主に、現金及び預金の増加108,362千円等によるものです。

（固定資産）

当中間会計期間における固定資産の残高は、657,990千円（同20,221千円減）となりました。これは主に、のれんの償却による減少38,884千円等によるものです。

（流動負債）

当中間会計期間における流動負債の残高は、916,717千円（同50,433千円増）となりました。これは主に、未払金の増加25,895千円及び未払法人税等の増加86,415千円等によるものです。

（固定負債）

当中間会計期間における固定負債の残高は、1,224,806千円（同9,222千円増）となりました。これは主に、退職給付引当金の増加50,020千円等によるものです。

（純資産）

当中間会計期間における純資産の残高は、638,142千円（同130,409千円増）となりました。これは、増益による繰越利益剰余金の増加130,409千円によるものです。

（３）経営成績の分析

「１【業績等の概要】(1) 業績」をご参照ください。

（４）キャッシュ・フローの状況の分析

「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第４ 【設備の状況】

１ 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２ 【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

（固定資産の取得）

当社は、2023年５月15日開催の臨時取締役会決議に基づき、固定資産の取得および必要資金の借入を行いました。詳細は、「第６ 経理の状況 注記事項 （重要な後発事象）」に記載しております。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（2023年3月31日）（株）	公表日現在発行数（2023年6月30日）（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2022年10月１日～2023年３月31日	－	2,000,000	－	50,000	－	－

（６）【大株主の状況】

2023年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社松濤	熊本県熊本市中央区神水１丁目38番10号	1,999,900	100.00
株式会社アセット・クラフト・カンパニー	熊本県熊本市北区龍田２丁目14番23号	100	0.00
計	―	2,000,000	100.00

（注）１．株式会社松濤は当社代表取締役三嶋 一秀が代表を務める親会社であります。

２．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2023年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式(自己株式等)	－	－	－
議決権制限株式(その他)	－	－	－
完全議決権株式(自己株式等)	－	－	－
完全議決権株式(その他)	普通株式　2,000,000	20,000	―
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	普通株式　2,000,000	20,000	－
総株主の議決権	－	20,000	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

（８）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

２ 【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年１月	2023年２月	2023年３月
最高(円)	－	1,406	－	－	－	－
最低(円)	－	1,406	－	－	－	－

(注) 1.最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2.2022年10月、2022年12月から2023年３月については、売買実績はありません。

３ 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

第６ 【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

（２）当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2022年10月１日から2023年３月31日まで）の中間財務諸表について、和泉監査法人の中間監査を受けております。

３.中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

（１）【中間財務諸表】

①　【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2022年９月30日）	当中間会計期間 （2023年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,219,751	1,328,114
受取手形、売掛金及び契約資産	※３　665,230	※３　757,748
仕掛品	6,891	949
前渡金	3	0
前払費用	23,094	36,082
その他	2,622	5,553
貸倒引当金	△6,207	△6,773
流動資産合計	1,911,387	2,121,675
固定資産		
有形固定資産		
建物	※２　397,751	※２　395,682
構築物	3,665	3,530
工具器具備品	11,205	10,997
土地	※２　76,116	※２　76,116
有形固定資産合計	※１　488,739	※１　486,326
無形固定資産		
ソフトウェア	7,680	9,364
のれん	77,769	38,884
無形固定資産合計	85,450	48,249
投資その他の資産		
出資金	30	30
長期前払費用	2,954	1,678
繰延税金資産	68,131	70,808
その他	32,905	50,897
投資その他の資産合計	104,022	123,414
固定資産合計	678,211	657,990
資産合計	2,589,599	2,779,665

（単位：千円）

	前事業年度 （2022年９月30日）	当中間会計期間 （2023年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	46,306	40,171
短期借入金	50,000	50,000
一年内返済予定の長期借入金	※２　105,502	※２　91,020
未払金	42,425	68,321
未払費用	327,324	323,076
未払法人税等	18,063	104,478
未払消費税等	133,066	111,146
預り金	78,745	66,819
賞与引当金	58,596	58,997
その他	6,251	2,686
流動負債合計	866,283	916,717
固定負債		
社債	450,000	450,000
長期借入金	※２　712,296	※２　669,039
退職給付引当金	－	50,020
役員退職慰労引当金	53,286	55,746
固定負債合計	1,215,583	1,224,806
負債合計	2,081,867	2,141,523
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
利益準備金	9,557	9,557
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	448,175	578,585
利益剰余金合計	457,732	588,142
株主資本合計	507,732	638,142
純資産合計	507,732	638,142
負債純資産合計	2,589,599	2,779,665

② 【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2021年10月１日 至　2022年３月31日）	当中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）
売上高	※１　2,792,014	※１　3,253,871
売上原価	2,309,758	2,558,827
売上総利益	482,255	695,044
販売費及び一般管理費	※２　332,974	※２　426,763
営業利益	149,281	268,280
営業外収益		
受取利息	1	2
不動産賃貸収入	13,300	12,176
助成金収入	10,392	8,760
その他	850	1,005
営業外収益合計	24,544	21,944
営業外費用		
支払利息	4,577	4,132
電子記録債権売却損	1,554	2,239
社債利息	851	851
不動産賃貸費用	5,856	6,503
その他	123	412
営業外費用合計	12,963	14,139
経常利益	160,862	276,086
特別利益		
固定資産売却益	※３　2,897	－
特定利益合計	2,897	－
特別損失		
退職給付引当金繰入額	－	43,875
特別損失合計	－	43,875
税引前中間純利益	163,759	232,211
法人税、住民税及び事業税	36,515	104,478
法人税等調整額	37,880	△2,676
法人税等合計	74,396	101,801
中間純利益	89,363	130,409

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自　2021年10月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	9,557	308,251	317,808	367,808
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	1,158	1,158	1,158
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	9,557	309,409	318,966	368,966
当中間期変動額					
中間純利益	－	－	89,363	89,363	89,363
当中間期変動額合計	－	－	89,363	89,363	89,363
当中間期末残高	50,000	9,557	398,772	408,329	458,329

当中間会計期間（自　2022年10月１日　至　2023年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	9,557	448,175	457,732	507,732
当中間期変動額					
中間純利益	－	－	130,409	130,409	130,409
当中間期変動額合計	－	－	130,409	130,409	130,409
当中間期末残高	50,000	9,557	578,585	588,142	638,142

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2021年10月１日 至　2022年３月31日）	当中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	163,759	232,211
減価償却費	3,805	6,913
のれん償却費	38,884	38,884
賞与引当金の増減額（△は減少）	△6,354	400
退職給付引当金の増減額（△は減少）	－	50,020
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	12,375	2,460
貸倒引当金の増減額（△は減少）	231	565
受取利息	△1	△2
不動産賃貸収入	△13,300	△12,176
助成金収入	△10,392	△8,760
支払利息	4,577	4,132
不動産賃貸費用	5,856	6,503
固定資産売却益	△2,897	－
売上債権の増減額（△は増加）	△40,122	△96,535
棚卸資産の増減額（△は増加）	3,723	5,941
仕入債務の増減額（△は減少）	1,444	△6,134
その他	△97,166	△25,150
小計	64,423	199,273
利息の受取額	1	2
利息の支払額	△5,139	△4,951
法人税等の支払額	△203,148	△18,063
助成金の受取額	10,392	8,760
営業活動によるキャッシュ・フロー	△133,470	185,022
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△369,974	△6,880
無形固定資産の取得による支出	△1,525	△2,918
有形固定資産の売却による収入	2,897	－
投資不動産の賃貸による収入	13,300	12,176
投資不動産の賃貸に係る支出	△1,806	△2,889
定期預金預入による支出	△12,000	△12,000
敷金及び保証金の回収による収入	2,228	40
敷金及び保証金の支払による支出	△627	△18,448
投資活動によるキャッシュ・フロー	△367,509	△30,921
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減	△50,000	－
長期借入金の借入による収入	345,000	－
長期借入金の返済による支出	△103,669	△57,738
財務活動によるキャッシュ・フロー	191,330	△57,738
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△309,649	96,362
現金及び現金同等物の期首残高	1,144,662	1,047,711
現金及び現金同等物の中間期末残高	※１　835,012	※１　1,144,073

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．　棚卸資産の評価基準及び評価方法

（１）仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

２．　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　３年～37年

構築物　　15年～20年

車両運搬具　　６年

工具器具備品　４年～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

また、のれんについては、その効果が発現すると見積もられる期間（５年）に基づいております。

３．　引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担分を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計算しております。

（追加情報）

当社は、従業員退職金制度を導入し、退職金規程を新設したことに伴い、当中間会計期間より退職給付引当金を計上しております。

これにより、営業利益及び経常利益は6,145千円減少し、税引前中間純利益は50,020千円減少しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しています。

４．　収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日公表分）を適用しており、約束した

財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5．　中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日、以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、この適用による財務諸表への影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2022年９月30日）	当中間会計期間 （2023年３月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	27,416 千円	33,311千円

※２　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 （2022年９月30日）	当中間会計期間 （2023年３月31日）
土地	76,116 千円	76,116千円
建物	338,437 千円	333,489千円
計	414,554千円	409,606千円

	前事業年度 （2022年９月30日）	当中間会計期間 （2023年３月31日）
一年内返済予定の長期借入金	19,346 千円	19,396千円
長期借入金	387,277 千円	377,566千円
計	406,624 千円	396,963千円

※３　受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、（収益認識関係）「３．（１）契約資産の残高等」に記載しております。

（中間損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、（収益認識関係）「１.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2021年10月１日 至　2022年３月31日）	当中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）
役員報酬	25,560 千円	29,340千円
給与手当	109,768 千円	123,718千円
賞与引当金繰入額	13,348 千円	13,881千円
減価償却費	3,805 千円	6,913千円
貸倒引当金繰入額	231 千円	565千円
のれん償却費	38,884 千円	38,884千円
役員退職慰労引当金繰入	12,375 千円	2,460千円
退職給付費用	－	920千円

※３　固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2021年10月１日 至　2022年３月31日）	当中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）
車両運搬具	2,897 千円	－
計	2,897 千円	－

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間　（自　2021年10月１日　至　2022年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当中間会計期間 期首株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 株式数（株）
普通株式	200	－	－	200

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間　（自　2022年10月１日　至　2023年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当中間会計期間 期首株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 株式数（株）
普通株式	2,000,000	－	－	2,000,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2021年10月１日 至　2022年３月31日）	当中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）
現金及び預金	995,050千円	1,328,114千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△160,037千円	△184,040千円
現金及び現金同等物	835,012千円	1,144,073千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(2022年９月30日)

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）社債（１年内償還予定を含む）	450,000	453,092	3,092
（２）長期借入金（１年内返済予定を含む）	817,799	807,903	△9,895
負債計	1,267,799	1,260,996	△6,802

（注１）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	2022年９月30日
出資金	30

当中間会計期間（2023年３月31日）

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）社債（１年内償還予定を含む）	450,000	451,304	1,304
（２）長期借入金（１年内返済予定を含む）	760,060	766,449	6,389
負債計	1,210,060	1,217,754	7,693

（注１）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	2023年３月31日
出資金	30

２.金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2022年９月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2023年３月31日）

該当事項はありません。

（２）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2022年９月30日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債（１年内償還予定を含む）	－	453,092	－	453,092
長期借入金（１年内返済予定を含む）	－	807,903	－	807,903
負債計	－	1,260,996	－	1,260,996

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

当中間会計期間（2023年３月31日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債（１年内償還予定を含む）	－	451,304	－	451,304
長期借入金（１年内返済予定を含む）	－	766,449	－	766,449
負債計	－	1,217,754	－	1,217,754

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

区分	前中間会計期間 （自　2021年10月１日 至　2022年３月31日）	当中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）
一時点で移転される財又はサービス	25,899	56,641
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,766,115	3,197,230
顧客との契約から生じる収益	2,792,014	3,253,871
その他の収益	－	－
売上高合計	2,792,014	3,253,871

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）「４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）契約資産の残高等

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2021年10月１日 至　2022年９月30日）	当中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	610,483	659,151
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	659,151	728,035
契約資産（期首残高）	3,427	6,079
契約資産（期末残高）	6,079	29,713

契約資産は主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の請求に係る対価に関連するものであります。契約資産は顧客の検収完了に従い売上債権へ振り替えられます。

（セグメント情報）

【セグメント情報】

当社は、総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2021年10月１日　至 2022年３月31日）

１.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社荏原製作所	344,434

当中間会計期間（自 2022年10月１日　至 2023年３月31日）

１.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社荏原製作所	501,654

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は、総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2021年10月１日 至　2022年９月30日）	当中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）
１株当たり純資産額	253.86円	319.07円

１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2021年10月１日 至　2022年３月31日）	当中間会計期間 （自　2022年10月１日 至　2023年３月31日）
１株当たりの中間純利益	44円68銭	65円20銭
中間純利益（千円）	89,393	130,409
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	89,363	130,409
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000

（注）１．当社は、2022年６月15日付で普通株式１株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり中間純利益金額を算定しております。

２.潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

（重要な固定資産の取得および資金の借入）

当社は、2023年５月15日開催の臨時取締役会において、以下のとおり、重要な固定資産の取得および資金の借入を決議いたしました。

なお、今回の決議内容のうち固定資産の取得が関連当事者取引に該当いたします。

１．取得の理由

当社は、「夢をかたちに…技術を未来に…」という企業ビジョンを掲げ、企業理念である「知恵と創造力により人に感動を与える企業」として、「総合エンジニアリング事業」を展開しております。当該事業はネットワークするマンパワー属性に応じて領域を２つに分けており、システム開発やインフラ基盤構築分野における「システムインテグレーション領域」と、機械類や生産装置などの設計開発・製造を行う「エンジニアリング領域」で構成されており、この２つの事業領域におけるワンストップの役務提供・モノ作りサービスの事業拡大に取り組んでおります。

当社を取り巻く環境としましては、世界的な新型コロナウイルス感染拡大に起因する供給制約（サプライチェーンの乱れ：物流麻痺、部品生産・調達における制約等）の緩和により、当社の主要顧客である国内製造業においては、ペントアップ需要に伴う増産体制の拡大が継続されております。また、世界的な半導体需要や脱炭素への取り組みが高まり、かつて類をみないほどヒト・モノ・ハコが不足し、国内製造メーカーにおいては、BCP対策（事業継続計画）の一環として、協力会社に対して『独立性ある生産体制』を要請しております。今後もそのような顧客要請は加速・拡大していくものと見込んでおります。

当社は、現在、熊本県南関町にある南関工場及び福岡県北九州市にある北九州工場の二つの自社工場を保有しておりますが、両工場のキャパシティ充足率は既に70％を超えているうえ、各顧客との間で不断に請負化の交渉を進めていることや、熊本県内における半導体関連産業の蓄積などを踏まえたとき、上記両工場のキャパシティは遠からず埋まってしまうことが予想されているため、当社としましては、早急に新規工場の取得が必要と判断しております。

なお、新規工場の取得にあたり、当社としては熊本県内のある程度の規模を有する不動産業者を選定し、エリアについては熊本県の「北、北東、北西」とかなり広いエリアを設定し、規模感については「1,000～2,000坪」などと200％の幅を設定して問い合わせを行いましたが、当社が希望する条件に近いものすら見当たらなかったという状況です。また、2024年稼働予定の半導体受託生産最大手「台湾積体電路製造（TSMC）」の熊本進出に伴い、熊本県内において工場候補地を探すことが極めて困難になっているという事情は、熊本県内ではもはや常識となっております。

こうした状況の中で、当社の親会社である株式会社松濤が、当社が希望する条件に近い工場施設を熊本県菊池郡に保有しており、かつ現在遊休中であったことから、当社から株式会社松濤へ当該資産の譲渡を打診し、当該資産の取得を決議いたしました。

２．取得資産の内容

（１）　資産の内容	土　　地：9,250,52㎡ 所在・地番：熊本県菊池郡大津町大字杉水字沖谷684番１（4,378,52㎡） 熊本県菊池郡大津町大字杉水字沖谷686番（4,2872,00㎡）
	建　　物：鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建 床　面　積：3,520.03㎡ 所　　在：熊本県菊池郡大津町大字杉水字沖谷686番地、684番地１、685番地
（２）　取引価格	414,300,000円
（３）　資金計画	銀行借入
（４）　資金使途	上記にある資産を取得するため

（注）取得価格の公正性を保つために、当社と株式会社松濤から独立する第三者の不動産鑑定士から不動産鑑定書を取得し、取得価額を決定しております。

３．相手先の概要

（１）　名称	株式会社松濤	
（２）　所在地	熊本市中央区神水一丁目38番10号	
（３）　代表者の役職・氏名	代表取締役　三嶋　一秀	
（４）　事業内容	①株式保有による当該会社の経営および資産運用に関する助言 ②株式その他金融商品の保有、管理、運用および売買 ③不動産の保有、管理、売買および賃貸 ④前各号に附帯する一切の業務	
（５）　資本金	20,000千円	
（６）　設立年月日	2016年１月21日	
（７）　純資産	182,547千円（2022年６月末現在）	
（８）　総資産	1,664,635千円（2022年６末現在）	
（９）　大株主および持株比率	三嶋　一秀：100.00％	
(10)　上場会社と当該会社の関係	資本関係	当該会社は2023年３月31日現在で当社の普通株式の1,999,900株（99.995％）を保有しており、当社の親会社に該当します。
	人的関係	当該会社の代表取締役である三嶋一秀は、当社代表取締役であります。
	取引関係	当社と当該会社の間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係やおよび関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社代表取締役である三嶋一秀が議決権のすべてを所有している会社であり、関連当事者に該当します。

４．借入の内容

（１）　借　　入　　先	株式会社熊本銀行　本店
（２）　借　入　金　額	450,000,000円
（３）　借　入　実　行　日	2023年５月30日
（４）　借　入　期　間	20年
（５）　資　金　使　途	上記にある資産を取得するため
（６）　借　入　利　率	５年固定金利１％
（７）　担　保　の　有　無	有（抵当権設定）

５．取得の日程

（１）　取締役会決議日	2023年５月15日
（２）　契　約　締　結　日	2023年５月19日
（３）　物件引渡期日	2023年５月30日

６．支配株主との取引等に関する事項

（１）支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

今回の決議内容のうち固定資産の取得が支配株主との取引に該当いたします。

当社が、2022年12月18日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。当該固定資産の取得は、当該指針に基づき、当社取締役会によって独自に意思決定されたものであります。

「当社の支配株主である株式会社松濤は、当社の代表取締役である三嶋一秀が議決権の100%を保有し、代表取締役を兼任しておりますが、当社と株式会社松濤との間に取引関係はございません。同社との取引においては、関連当事者取引のリスクを考慮し、取引条件やその妥当性・必要性を慎重に検討した上で、取締役会での事前の承認を得て行う方針です。」

（２）公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

取得価格の公正性を保つために、2023年３月16日に、当社と株式会社松濤から独立する第三者機関より不動産鑑定評価書を受領しており、客観性ある鑑定評価方法から取得価額を決定しております。また、利益相反の恐れを回避するために、2023年２月１日に、当社と株式会社松濤と関係ない社外取締役の千葉康博を委員長とし、社内取締役３名、社外監査役１名、執行役員１名で構成される検討委員会を設置し、本取得にかかる検討を行っております。また、当社と株式会社松濤の代表取締役を兼任する三嶋一秀は、本取得にかかる検討委員会、当社取締役会の審議及び決議に一切参加せず、且つ決議に参加した当社取締役全員の承認を得ております。

（３）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2023年３月30日の検討委員会及び2023年５月15日の臨時取締役会において、当社の社外取締役である千葉康博より、当該固定資産の取得について、取引等の目的、交渉過程の手続き、対価の公正性、上場企業の企業価値向上などの観点から、社外取締役の立場で検討した結果、公正性が担保されており、少数株主にとって不利益でないと考える旨の意見を得ております。

（多額の資金の借入）

当社は、2023年６月29日開催の定時取締役会において、以下のとおり、資金の借入を行うことを決議いたしました。

１．資金借入の目的

既存の社債の一部の償還及び今後の事業拡大に伴う資金需要増加に備えることを目的に、資金を調達するものであります。

２．借入の概要

（１） 借入先	株式会社福岡銀行　熊本営業部
（２） 借入金額	200,000,000円
（３） 借入実行日	2023年７月３日（予定）
（４） 借入期間	５年
（５） 資金使途	変動金利：0.75%
（６） 借入利率	元金均等返済
（７） 担保の有無	無担保
（８） 資金使途	長期運転資金

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年6月30日

株式会社テクノクリエイティブ
　取締役会　御中

和泉監査法人
東京都新宿区
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　加藤　雅之

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　諏訪祐一郎

業務執行社員　公認会計士　山下　聡

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノクリエイティブの2022年10月1日から2023年9月30日までの第25期事業年度の中間会計期間（2022年10月1日から2023年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノクリエイティブの2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2022年10月1日から2023年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中

間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上